

「振り込め詐欺」に注意！

税務職員などをかたり「税金の還付がある。金融機関などのATM（現金自動預払機）に行き、担当者の言うとおりにATMのボタンを押して欲しい。」などの電話があったという情報が税務署などに寄せられています。

税務署並びに県税事務所では、還付金の受取手続のためにATMの操作を求めることはありません。

不審な電話があった場合には、相手の所属（税務署 部門など）、氏名、連絡先を確認し、米子税務署並びに役場税務室にご相談ください。



【問合わせ先】米子税務署 ☎32 - 4121
 住民生活課 税務室 ☎68 - 3114

年末年始のバス運行について

年末年始のバス運行について、路線バス及び町内循環バスの発車時刻等が変更になります。

	30日(土)	31日(日)	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)
町内循環バス (ほうきタウンバス)	全便運休	全便運休	全便運休	一部運休	一部運休	平常運行
路線バス	平常運行	一部運休	一部運休	一部運休	一部運休	平常運行

詳細な時刻表については、各バス停に貼ってありますので、確認をお願いします。

路線バスで各路線によっては、全便運休の箇所がありますのでご注意ください。

【問合わせ先】日の丸バス 米子支店 ☎32 - 2121
 自治振興課 町づくり推進室 ☎68 - 3113

戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者等と永年連れ添ってこられた妻のご苦勞に対し、国から戦傷病者等の妻に支給されるものです。

1. 支給要件

「第18回特別給付金」または「第20回特別給付金」を支給されていた戦傷病者の妻の場合

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給

- ・戦傷病者等の方が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給されます。

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給

- ・戦傷病者等が、平成8年10月1日(又は平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、一般のケガや病気で死亡(平病死)された場合に、その妻に支給されます。

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の支給

- ・戦傷病者等が、平成8年10月1日(又は平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡された場合に、その妻に支給されます。

新たに戦傷病者等の妻となられた場合

- ・平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給されます。

- ・上記の期間内に、戦傷病者等として、これらの年金を受けている方と婚姻した妻に支給されます。

2. 請求期間 平成18年10月2日から平成21年9月30日まで

請求窓口 伯耆町役場総合福祉課福祉支援室(本庁舎) 又は
 分庁統括課総合窓口室(分庁舎)

詳しくは、伯耆町役場 総合福祉課(68 - 5534)までお問い合わせください。

戦没者等の妻に対する特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦争により夫を亡くされたことで、永年経済的にも精神的にもご苦勞されてきたことに対し、国から戦没者等の妻に支給されるものです。

1. 受給要件(継続)

- ・基準日(平成18年10月1日)において戦没者等の妻が恩給法による公務扶助料や特例扶助料、援護法による公務死亡又は勤務関連死亡を支給事由とする遺族年金や遺族給与金の年金給付を受ける権利を有していることが必要となります。

2. 請求期間 平成18年10月2日から平成21年9月30日まで

請求窓口 伯耆町役場総合福祉課福祉支援室(本庁舎) 又は
 分庁統括課総合窓口室(分庁舎)

詳しくは、伯耆町役場 総合福祉課(68 - 5534)までお問い合わせください。